

特定非営利活動法人北アルプスの風  
かいこの学校 介護福祉士実務者養成講座 学業成績評価等に関する規程

## 第1章 総則

第1条 この規程は、学則第10条及び第12条及び第13条の規定に基づき、履修方法及び成績の評価並びに課程修了の認定に関し、必要な事項を定める。

## 第2章 研修期間と通信講座としての指導内容

第2条 通信講座の修業年限は、開校日から6か月間とする。

第3条 学則の別紙1に定めたカリキュラムを印刷教材と面接授業にて実施する。

2 研修のコースを「標準コース（450時間）」「320時間コース」に分け、学則別紙1の通り、該当する印刷教材を配布し実施する。

3 レポート提出については、標準コースが全科目提出の19回、320時間コースの受講生は、「介護職員初任者研修修了」の場合は、レポートが10回、「訪問介護員2級課程修了」の場合は、レポートが11回とする。

4 提出方法は、指定された6回の期日に従ってレポートを提出する。

## 第3章 評価

第4条 成績評価は、各科目の評価と受講態度を総合的に評価する。

第5条 成績評価は、A・B・C・Dとし、次の区分による。

A 90点以上

B 80点～89点

C 70点～79点

D 70点未満

第6条 D判定の者については別途補講を設け対応し、再度評価する。

第7条 印刷教材による授業に不正行為をした者については、当該科目に係る成績を0点とする。

2 医療的ケアの演習の回数については、以下の通りとする。

①救急蘇生法演習 1回以上

②喀痰吸引 口腔 5回以上

鼻腔 5回以上

気管カニューレ内部 5回以上

③経管栄養 胃ろう又は腸ろう 5回以上

経鼻経管栄養 5回以上

3 医療的ケアの演習である喀痰吸引と経管栄養の評価は次の区分による。

ア 評価項目について手順どおりに実施できている。

イ 評価項目について手順を抜かしたり、間違えたりした。

ウ 評価項目を抜かした。(手順どおりに実施できなかった。)

- 4 医療的ケアの評価は、演習を5回以上実施し且つ上記の区分のアの評価でなければ不可とする。

#### 第4章 補講

第8条 研修の一部を欠席したものでやむを得ない事情があると認められる者については、個別に行う補講又は、同課程の次期クラスを代替で受講することにより履修完了とする。ただし、補講又は代替受講は事前の申し出を原則とする。補講は一時間当たり1,500円を徴収し、代替受講は無料とする。

#### 第5章 修了認定

第9条 修了の認定は以下の通りとする。

- ①受講料を全額納付していること
- ②学則第10条に定めるカリキュラムの3分の2以上を履修していること
- ③科目ごとに1回以上行う小テスト、課題を期日厳守で提出し、7割以上の得点であること
- ④実技、演習での技術習得が認められること

- 2 通信講座の修業年限である開校日から6か月間を過ぎてからであっても、上記の認定基準を満たせばその時点で修了の手続きを実施する。

#### 附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。